

養育費についてお悩みのかたへ大切なお知らせ

養育費の取り決めに係る費用の一部を補助します！

養育費は、こどもが自立するまでに必要な生活費、教育費、医療費などの費用です。ひとり親にとってこどもが健やかに成長するために大切なものです。

しかし、本来受け取れるはずの養育費について取り決めをしていないひとり親のかたが多くいます。養育費が確保できている場合とそうでない場合では、長期的に見れば経済面でとても大きな差となります。

町では、こどものために必要な養育費を確実に受け取り、離婚後の生活に対する不安を軽減できるよう、養育費確保支援事業を実施しています。

離婚を考えているかた、ひとり親のかたなど、こどもの養育費についてお悩みのかたは、こども未来課（☎76-2277）へご相談ください。



ホームページ
QRコード

【対象者】

- ・町内に住所を有し、現に対象のこどもを養育しているかた
- ・申請から6月以内に美里町に住所を有する予定であり、現に対象のこどもを養育しているかた

【事業内容】

内容		利用回数	補助額	
弁護士相談	養育費の取り決めに係る事項の相談（1回30分）	最大3回	5,500円/1回	自己負担無し
弁護士依頼①	養育費の取り決めに係る依頼（着手金）	1回	上限200,000円	自己負担無し ただし、上限を超えた場合はその差額（依頼費用－上限額）
弁護士依頼②	公証役場立会い代理人依頼	1回	上限100,000円	
公正証書作成 手数料補助	公正証書作成に係る公証人手数料、収入印紙、など	1回	上限43,000円	作成後、本人が町に申請

※「夫婦関係調整（離婚）の調停」や「婚姻費用分担の調停」などは事業の対象外です。



「養育費は欲しいけど、もう相手方と関わりたくないのですが…」

「町が委託する弁護士が間を取り持ってくれるので、相手方と顔を合わさずに手続きができます。」



「離婚して何年も経つのですが、対象になりますか？」

「既に離婚している場合でも、町に住所を有し、現にこどもを養育しているかたであれば本事業の対象となります。」



「養育費があるのとないのでは、どの程度差があるのでしょうか？」

「例えば月5万円の養育費をもらい、3歳のこどもを1人、20歳まで養育するかたの場合。
年60万円×17年＝1,020万円になります。」



「養育費や公正証書など、まったく知識が無い私でも相談できますか？」

「はい。弁護士が親身になって対応しますので、安心してください。」



問合せ＝こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277

児童手当受給者のかたへ

1. 現況届について

児童手当を受けるために、毎年6月に現況届を提出していただくことで家庭の状況を確認しておりましたが、引き続き児童手当を受給するための現況届は、令和4年度から提出が不要となりました。

ただし、6月1日現在のこどもの養育状況を公簿などにより確認することができないかたは、引き続き提出が必要です。提出が必要なかたには現況届を送付しますので、ご提出をお願いします。

また、児童手当などの認定を受けた後、届出事項に変更があったかたは、変更届の提出が必要となります。



現況届の提出が必要となるかた

- ・支給要件となるこどもの住民票が美里町にないかたや、離婚協議中で配偶者と別居中のかたなど、役場で状況を確認することができないかた
- ・施設等の受給者のかた
- ・第3子加算の算定対象となっている大学生年代（18歳年度末～22歳年度末）のこどもが学生ではないかた など

変更届の提出が必要となるかた

- ・婚姻や離婚などにより、受給者の状況に変化があったかた
- ・受給者や配偶者、こどもの住所が変わったかた
- ・受給者の加入する年金が変わったかた など

2. 児童手当制度について

児童手当法の改正により、令和6年10月から対象者や金額が拡充されました。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
QRコード

制度の概要

- ◎対象者 町内に住所を有し、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までのこどもを養育しているかた
- ◎所得制限 なし
- ◎支払月 2月、4月、6月、8月、10月、12月
- ◎支給額

3歳未満	15,000円
3歳～高校生年代	10,000円
第3子以降	30,000円

児童手当を受給するには？

児童手当は、対象者からの認定請求の手続きがないと資格はあっても支給されません。新たに支給対象となったかた（出生、転入、所得制限により受給していなかったなど）は手続きが必要となります。ただし、公務員のかたは勤務先での手続きとなります。

手続きに必要なもの

申請には、普通預金通帳（請求者名義のもの）の写し、マイナンバーのわかるものが必要です。このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくはお問合せください。

問合せ＝こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277